

習志野市立図書館 資料の収集・保存に関する方針

第1条 目 的

知る自由と生涯に亘って学習する権利は、市民の基本的権利である。習志野市立図書館（以下「市立図書館」という。）は、図書及びその他の資料（以下「資料」という。）を収集、提供することにより、これらを保障する役割を担っている。

市立図書館は、この役割の円滑な運営を図るため、資料の収集・保存に関する基本的な方針を定めるものである。

第2条 収集・保存の検討及び決定

資料の収集・保存の検討は、習志野市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の職員の合議に基づいて行う。中央図書館の館長（以下「中央図書館長」という。）は、この検討をうけて、資料の最終的な決定に関しての責任を負う。

第3条 収 集

（1）基本方針

- ① 国民の知る自由を保障する図書館の任務を確認した「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会）の精神に基づいて、資料の収集を行う。
 - ア 多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - イ 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれ、その著作の排除をしない。
 - ウ 市立図書館職員の個人的な関心や好みによる選択をしない。
 - エ 個人・組織・団体等の圧力や干渉により収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れての自己規制をしない。なお、収集した資料がどのような思想や主張をもっているとしても、それを市立図書館及び市立図書館員が支持することを意味するものではない。
- ② 変動する社会の状況を捉え、市民の要求・関心に応えた蔵書構成を目指し資料を収集する。ただし、差別や犯罪を助長するおそれのある資料、人権やプライバシーを侵害するおそれのある資料、公共の機関にふさわしくない資料は除く。
- ③ 市民の図書館資料全般に対する希望、批判は積極的に受け止めて検討し、収集の参考とする。市民が購入を希望する個々の資料については、その資料の市立図書館での利用状況を充分予測し、資料別収集基準や当該年度の収集計画とも照らし合わせたくえて、購入を判断する。
- ④ 資料の収集は購入を原則とするが、寄贈・寄託・他の機関との交換等による入手資料も活用することとし、その受入れは当方針に基づいて中央図書館長が判断する。寄贈を受けるに当たっては、寄贈者に図書館の事情を理解していただき、その取捨選択については一切の判断を市立図書館が行う旨の了承を得るものとする。
- ⑤ 中央図書館とその他の図書館は、中央図書館を中心とし、一体となってそれぞれの役割に応じた収集を行う。

（2）資料別方針

- ① 図 書
 - ア 一般向け資料

図書館資料の大半をなす一般向けの資料は、別に定める選定基準に照らして、個々の内容や利用価値を考慮し収集する。

中央図書館は、市民の直接の利用に応えるとともに、その他の館のバックアップをする資料センターとして、参考文献にあげられることの多い基礎的な図書から、各分野の資料相談に応じられる参考図書や専門的図書まで、幅広く収集する。

その他の図書館は、市民が気軽に利用できる身近な図書館として、各分野の基本資料を備えるほか、新刊書を中心に、小説・実用書・生涯学習の助けとなる入門書・時事問題を扱った図書を収集する。

イ 児童向け資料

子ども時代は、本に対する好みや、感性が養われる大切な時であり、この時期に触れる本の影響は、大人になってからの読書につながっていくものである。また、子ども時代は短く、ある時期にしか充分楽しめないという作品もあり、子ども向けの本は数や種類と同時に、質の高さを重視した選書を、別に定める選定基準に照らして行う。

ウ ヤングアダルト向け資料

児童と成人の中間に位置するヤングアダルトが日常生活や学校生活の中で持つ様々な興味や関心に応えられる資料について、児童や成人向けに発行された資料の中から、別に定める選定基準に照らして収集する。

エ 漫画資料

漫画は、趣味や教養の分野において、視覚的に分かりやすく情報を提供することができ、また、フィクションの分野において内容的に優れた作品は読者の生き方に良い示唆を与えることができるとの認識に基づき、別に定める選定基準に照らして収集する。

② 逐次刊行物

ア 新聞

日々の幅広い情報を伝える新聞は、全館で主要全国紙を中心に、英字新聞・青少年向け新聞なども収集する。中央図書館では、専門紙、公報、政党紙なども収集する。また、主要全国紙については、縮刷版も収集する。

イ 雑誌

国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童・青少年向けのものも含めて全館で収集する。なお、専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用度、必要度に応じて収集する。

ウ その他

年鑑・年報・白書は、中央図書館で一般書に準じて収集する。

③ 郷土行政資料

郷土の文化の成因を解明し、さらに次代へと継承するために、郷土の歴史や自然、風俗等に関する資料及び行政に関する資料について、別に定める収集基準に照らして収集する。

ア 郷土資料

習志野市の歴史・自然・文化・産業・市民の業績等に関する資料や市民の著作物を収集する。中央図書館では、千葉県に関する基本的資料・歴史的資料及び千葉県内市町村に関する資料の内、本市と関係のある資料を収集する。

イ 行政資料

習志野市その他の公的機関が刊行した資料を収集する。中央図書館では、千葉県及び千葉県内市町村等が刊行した資料のうち、特に本市と関係のある資料を中心に収集する。

④ 視聴覚資料

市民の知識や教養を深め、生活文化の向上に役立てるため、視聴覚資料を別に定める選定基準に照らして収集する。

⑤ ハンディキャップサービス資料

資料をそのままの形で利用できない市民に供するため、点訳図書、録音図書、大活字本、さわる絵本等を収集する。

⑥ 外国語資料

世界の主要言語を対象に、外国語を学ぶための資料や日本語を母語としない人の生活や娯楽に役立つ資料を収集する。

⑦ その他

上記の項目に含まれない資料であっても、特色が有り、必要と判断される資料は収集する。ただし、次に掲げる資料は原則として収集しない。

ア 書き込むこと、切り取ること若しくは組み立てることを目的として作られた資料、又は著しく耐久性に欠ける資料

イ 学習参考書、問題集、教材、知育絵本

ウ 営利目的及び宣伝色が強い資料

エ 自費出版資料（郷土に関するものを除く）

オ 付録が主体と判断される資料

カ オンデマンド資料

キ 販売形態が限定されている資料

ク その他、中央図書館長が収集の対象として適当でないとした資料

第4条 保 存

市立図書館は、市民の財産である資料を、市民の求めに応じて良好な状態で提供できるよう保存に努める。

また、魅力的な蔵書を保つために、別に定める基準に基づき、適宜除籍を行う。

但し、新聞・雑誌等逐次刊行物については、資料ごとに中央図書館長が保存期間を定める。

第5条 委 任

この収集・保存に関する方針に定めるもののほか、資料の収集・保存に関し必要な事項は中央図書館長が定める。

附則

この方針は平成5年4月1日から施行する。

附則

この方針は令和元年9月1日から施行する。